

各 位

一般社団法人 愛知県医療法人協会 会長 今村康宏

認定医療法人に関するセミナー開催のご案内

医療法人の出資持分に対する相続税負担の問題は、依然として医療法人の健全な継承という点で大きな障壁となっています。認定医療法人制度は社会医療法人や特定医療法人ではない形としては医療法人の継続性という点で最後の砦と言ってよい制度であり、持ち分あり医療法人の経営に携わる皆様にとって本セミナーは非常に有用なものになると思われます。ぜひ奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

参加ご希望の方は、愛知県医療法人協会 ホームページからお申込みください。

〈申込期限：令和7年10月3日（金）但し、定員になり次第受付終了〉

日 時 令和7年10月9日（木）14：00～15：40
場 所 愛知県医師会仮事務所内 5階 501会議室
名古屋市港区千鳥一丁目13-22
名古屋市営地下鉄 名港線 築地口駅 2番出口より約5分
アクセス：<https://www.a-iho.or.jp/access>
講 師 厚生労働省担当官、医療法人制度に詳しい税理士（辻・本郷税理士法人）
対象者 医療法人の承継、相続が発生する際の関係者となる次の皆様
・医療法人の理事長、持分所有者、相続人となる医師 等
・医療法人の税関係担当者（事務長 等）
定 員 28名
参加費 無料
主 催 一般社団法人 愛知県医療法人協会

プログラム （進行は変更することがございます）

項目	担当者・進行等
開会挨拶	愛知県医療法人協会
① 認定医療法人制度に関する説明	厚生労働省担当官 医療法人制度に詳しい税理士
② 制度移行に関する個別相談 認定医療法人制度に関する質問全般	厚生労働省担当官 医療法人制度に詳しい税理士
閉会挨拶	愛知県医療法人協会

1. 認定医療法人制度について

○平成26年の医療法改正により「認定医療法人制度」が創設され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、税制上の優遇を受けることができる制度となっています。（別添資料もご参考ください）

○また、出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置や、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置（以下、「移行促進税制」という。）も導入されているところです。

2. 令和8年度税制改正要望の内容

○現行の移行促進税制は、令和8年12月31日までの期限となっているところ、当該制度を令和11年12月31日まで延長する要望を提出する予定です。

申込方法

愛知県医療法人協会 ホームページ

<https://www.a-iho.or.jp/>

→研修のご案内

→該当研修を選択

→参加申込フォームに必要事項を入力

→送信

申込受付後【受講票】をメール送信

【受講票】メール送信期間

令和7年10月1日（水）～6日（月）16:00

*10月6日（月）16:00を過ぎても届かない場合は、
愛知県医療法人協会 事務局に電話でお問合せください

こちらからもお申込みいただけます



一般社団法人 愛知県医療法人協会 事務局
tel 052-228-3540

持分なし医療法人への移行計画の認定制度について

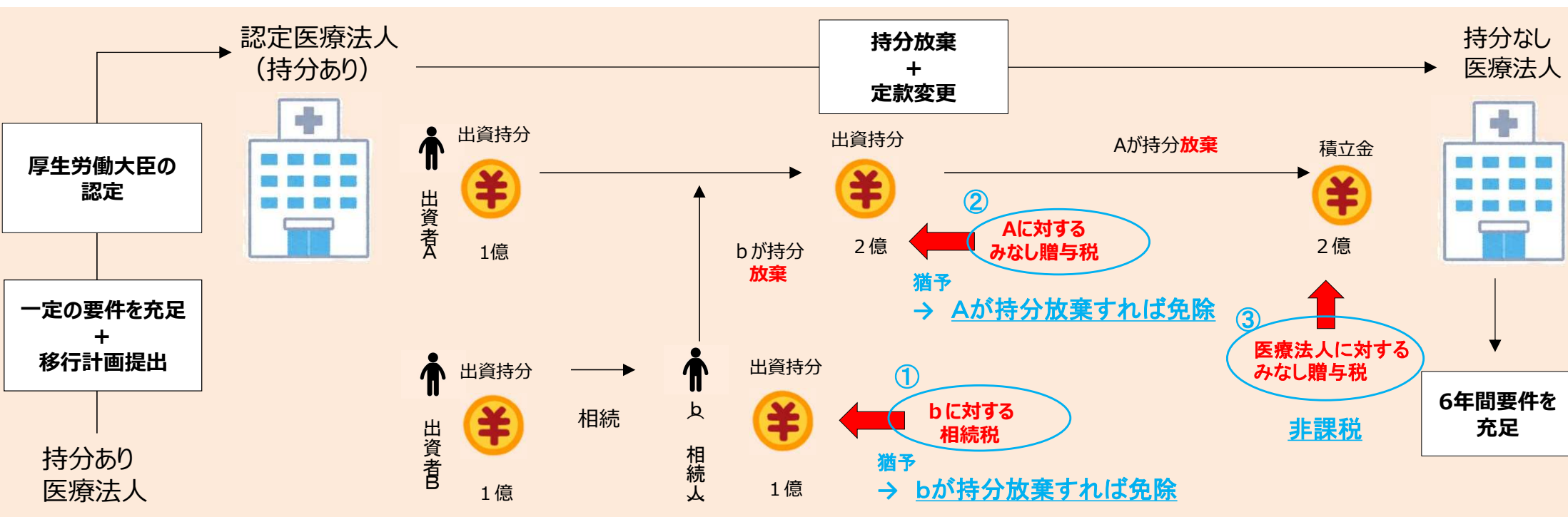
○認定制度の趣旨

持分の払い戻しなどにより医業継続が困難になることなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していくため、医療法人による任意の選択を前提とし持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を国が認定する仕組みを導入。 → 認定の期限(※)は令和8年12月31日。(※)平成26年10月に制度創設し、3年毎の期限をこれまでに3回延長している。

○計画認定を受けた医療法人の税制措置(下図の青数字を参照)

次の相続税、贈与税の納税が猶予・免除される。

- ① 出資者の持分を相続により取得したときの出資者の相続人に課される相続税
- ② 出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで贈与を受けたものとして他の出資者に課されるみなし贈与税
- ③ 持分あり医療法人の出資者全員が持分を放棄したことにより、経済的利益を受けたものとして医療法人に課されるみなし贈与税



申請書様式・参考資料のホームページ等のご案内

○厚生労働省のHPに、申請書の様式・記載例や、制度に関する参考資料を掲載しています。

- ① 検索エンジンで「認定医療法人 申請」と検索し、
「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について」
のページをクリック。

認定医療法人 申請

検索

もしくは

- ②以下のQRコードを読み込む。

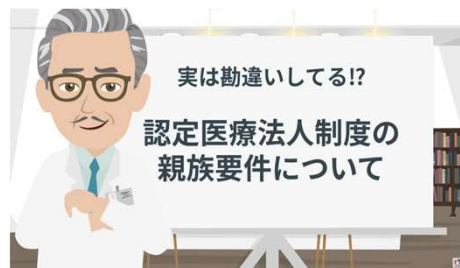


○認定医療法人制度の短編のアニメーション動画も公開しています。

・認定医療法人制度の活用について



・認定医療法人制度の親族要件について



認定医療法人制度のよくある勘違い等について解説したアニメーションを公開しています。



←アニメーション動画はこちらのQRコードからもご覧になれます。
(厚生労働省のYouTubeにリンクします。)

○移行を検討する上で疑問点等がある場合は、個別のご相談にも応じております。

お電話でのお問い合わせ先



厚生労働省医政局医療経営支援課
03-5253-1111(代表・内線2608)
03-3595-2261(直通)

メールでのお問い合わせ先



ninteihoujin@mhlw.go.jp
(厚生労働省認定医療法人申請受付アドレス)